

65歳以上の人へ

年に1回健(検)診を受けましょう!



問健康政策課(保健センター) ☎72・4008 ㊟72・1481

- 受診期間 10月31日(月)まで
- 受診料 無料(受診期間を過ぎると自己負担になります)

種類	対象	保険の種類	受診方法	持ち物
特定健診	65歳～74歳 (昭和17年4月1日～昭和27年3月31日生まれ) ※長期入院者は除く	湖南市国民健康保険	市内医療機関(保健センターだより16ページ参照)か県内登録医療機関で直接受診してください。	受診券、国民健康保険被保険者証、質問票、前年度の健診結果
健康診査	76歳以上 (昭和16年3月31日以前に生まれた人) ※要介護認定者・長期入院者・生活習慣病受診者は除く	後期高齢者医療保険	※県内登録医療機関は、事前に確認してください。	受診券、後期高齢者医療被保険者証、質問票
結核検診 (胸部レントゲン検診)	65歳以上 (昭和27年3月31日以前に生まれた人)	問わない	市内医療機関(保健センターだより16ページ参照)のみ	受診券はがき、健康保険証など(本人確認ができるもの)

- ※結核検診は特定健診・健康診査と同時に受けることができます。
- ※今年度75歳になる人(昭和16年4月1日～昭和17年3月31日生まれ)は、誕生月ごとに受診券を送付します。
- ※肺がん検診を希望する人は、結核検診を受けずに集団検診(10月～11月)を受けてください。
- 詳しくは保健センターだよりをご覧ください。
- ※健(検)診日時を定めている医療機関がありますので、事前に確認してください。

がん患者医療用ウィッグ購入費を助成します

がん患者の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるように、医療用ウィッグ(かつら)の購入経費の一部を助成します。

■対象 次の①～⑥全てに当てはまる人

- ①湖南市に1年以上居住している人
- ②がんと診断され、抗がん剤による治療を行っている人
- ③抗がん剤治療による脱毛で、就労や社会参加などに支障がある人
- ④対象者と対象者の属する世帯の世帯員のうち最も所得の多い人の市町村民税が、46万円未満の人
- ⑤医療用ウィッグは平成28年4月1日以降に購入したものであること
- ⑥他の法令などに基づく助成などを受けていない人

■対象経費 医療用ウィッグ本体(医療用ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネットを含む)の購入経費

※本体価格に含まれない付属品や医療用ウィッグのケア用品は対象外です。

■助成額 1万円または、購入経費の2分の1の額で、いずれか低い額を助成します。

※対象者1人につき、1回限り

■申請方法 申請書と次の添付書類、印鑑を持って問へ。

- ・脱毛の副作用がある抗がん剤治療を受けていることを証明する書類(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書など)
- ・医療用ウィッグを購入したことを証明する書類(領収書など)
- ・対象者が加入する健康保険証の写し
- ・振込口座がわかるもの

※申請書は問に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問健康政策課(保健センター)

☎72・4008 ㊟72・1481